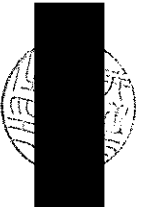




令和6年5月7日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司 様

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設意見調整委員会
委員長 田村真一



鳥取県西部広域行政管理組合が計画する新しい中間処理施設の用地選定に係る彦名校区自治連合会との意見調整に関する意見書

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会（以下「本委員会」という。）は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下単に「組合」という。）による一般廃棄物処理施設の用地選定に関する組合と彦名校区自治連合会（以下「自治連」という。）との相互理解の促進に資するため設置された。

本委員会が組合と自治連との意見を調整するにあたっては、見解が相違する項目（令和5年8月10日に自治連が組合に提出した要求書に記載されている項目ごとに自治連からの意見と組合からの見解を聴取し、組合の見解が示されても、なお自治連の理解が得られなかった項目をいう。以下同じ。）における論点を整理し、内容の審議を行った。

本委員会における意見の調整結果は、下記のとおりである。

記

第1 意見調整の結果（結論）

組合が米子市から調査対象地の報告を受けた以降においても、米子市自治連合会会長（兼米子市から新しい一般廃棄物処理施設の建設用地を検討するために報告された調査対象地のうち、米子市尾高・日下地内に係る県（あがた）地区自治連合会の会長。以下「当該委員」という。）が、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「用地選定委員会」という。）の審議に加わっていたことは、会議の議事に利害関係を有する委員の議事参加を禁止する鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則第4条第4項の規定（第2の1を除き、以下「除斥規定」という。）に抵触する。

除斥規定に抵触する以上、適法性を確保するという観点から、用地選定委員会の委員以外の者で構成する第三者委員会を設置し、候補地評価基準の妥当性などについて改めて確認することにより、用地選定委員会による建設候補地の選定結果について検証し、必要に応じて、利害関係者である当該委員が関与した第4回以降の用地選定委員会における審議をやり直すなど、何らかの措置を採ることが必要である。

仮に、本委員会が、見解が相違する項目のうち公平性の確保に関する項目を除いた項目（以下「その他の見解が相違する項目」という。）について、その妥当性を認めたとしても、自治連が公平性の確保に関する項目を最も強く主張する以上、自治連の理解を得ることは困難である。

また、その他の見解が相違する項目について、本委員会がその妥当性に関する意見を述べた場合、組合が何らかの措置を講じる際に本委員会の意見が影響を与えかねない。

これらのことから、その他の見解が相違する項目については細かく議論することは控え、付帯意見にとどめることとした。

第2 意見調整の結果に至った理由

1 自治連の要求書の趣旨

米子市が調査対象地を報告した段階で中間処理施設の調査対象地として尾高・日下地区が選定されているにもかかわらず、当該委員が用地選定委員として議事に加わっていた。

当該委員は、利害関係者であり、一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則に抵触していると思われることから、公平性に欠けていたと言わざるを得ない。

このことから、当該委員が関与して決定された最終候補地評価の評価項目及び最終候補地評価の結果に疑義がある。

用地選定委員会の委員長をはじめ半数以上の選定委員を交代させ、最終選定項目を見直し、協議、検討され、多数の住民が納得できる結論を出すよう求める。

2 自治連の意見及び組合の見解の陳述

本委員会（第2回～第5回）において、自治連の意見及びこれに対する組合の見解の陳述を行った。その内容は、別添のとおりである。

このうち、見解が相違する項目は以下のとおりである。

- ・最終候補地評価における生物調査の必要性
- ・最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性
- ・最終候補地評価における交通量調査に関する評価結果の妥当性
- ・最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性
- ・用地選定過程における公平性の確保
- ・UPZの評価の必要性
- ・最終候補地評価における相対評価の妥当性
- ・最終候補地評価における防災面の評価

3 本委員会における論点整理及び審議内容

要求書に記載されている項目について、自治連から意見を聴取した。

その結果、本委員会としては、自治連は、利害関係者である当該委員が用地選定の審議に加わっていたことで恣意的に彦名町が建設候補地に選定されたのではないかという疑念、すなわち、用地選定過程における公平性の確保に対する疑念を最も強く抱いていると理解した。

そして、このような疑念がある以上、最終候補地評価の項目の設定や評価結果の妥当性についても疑義を抱いている。

したがって、本委員会においては、まず、用地選定過程における公平性の確保に関する審議を行うこととした。

この審議の結果、用地選定の過程において公平性が確保されている場合は、その他の見解が

相違する項目について審議することとした。

用地選定過程における公平性の確保に関する論点及び審議の内容並びに審議の結果は以下のとおりである。

(1) 論点

用地選定の過程において公平性が確保されていたか

(2) 審議の内容

ア 除斥規定に対する違反の有無

イ 用地選定の過程に対する当該委員の影響

4 審議の結果

(1) 除斥規定に対する違反の有無

本委員会では、この項目の審議の根本となる除斥規定に対する違反の有無について審議した。

ア 組合の見解

- ・利害関係者の定義は、「地権者及び特定の地域に対し、ごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような行動をとられる者」としている。
- ・当該委員は、地権者ではなく、また、用地選定委員会において、委員の立場を利用して特定の地域に対し、ごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような発言をされていなかった。
- ・したがって、利害関係者に該当しないと判断したことから、除斥規定に対する違反はなかったと考えている。

イ 本委員会の判断

(ア) 本委員会では、まず、除斥規定における「利害関係者」の定義づけを行うこととした。

本委員会の審議においては、西部圏域あるいは米子市の住民であることをもって利害関係があるという意見も出された。

しかしながら、一般廃棄物処理施設が生活環境に与え得る影響の程度は、施設からの距離によって当然異なる。

そのため、上記意見は利害関係者の範囲を広く捉えすぎており、採用できないものとした。

(イ) 上述のとおり、組合は、「地権者及び特定の地域に対し、ごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような行動をとられる者」が利害関係者にあたると定義としている。

しかしながら、除斥規定の趣旨は、用地選定の過程における公平性を確保することにある。

このことに鑑みると、利害関係の有無については、実際にごみ処理施設の建設に関して積極的な行動をとったかどうかで判断するのでは足りず、当該委員が、中立性が求められる用地選定委員会の委員という立場と相容れないような立場も有していることもあり、中立的な職務の遂行が期待できないという疑義が生じ得るような者にあたるか否かによって判断すべきである。

このような理解のもと、本委員会は、除斥規定における利害関係者とは、「用地選定委員会の委員以外の立場をもって審議に影響を及ぼし得る者」と定義するのが相当と判断した。

(ウ) そのうえで、本委員会は、当該委員が利害関係者にあたるかについて検討した。

当該委員は、県地区自治連合会長を務めているが、県地区には、調査対象地となっている尾高・日下地区が含まれている。

自治会の仕事には、地域の住民の意見や要望を聞き、それを行政に伝えるという、いわば行政との橋渡しの役割も含まれる。そうすると、地区の自治会長には、当該地区の住民の利益代表としての役割が期待されることになるが、かかる役割は、用地選定委員としての鳥取県西部の住民全体の利益代表という役割との間で利益が相反するおそれがある。

当該委員が県地区自治会長の名で米子市に対し、組合に報告した調査対象地を取り下げるよう要望したという事後的な事情を勘案すると、当該委員は用地選定の過程において用地選定委員会の委員以外の立場をもって審議に影響を及ぼし得る者にあたるといえ、利害関係者に該当する。

そうすると、組合が米子市から当該委員の関係する調査対象地の報告を受けた以降においては、当該委員が利害関係者にあたることになるため、それ以降の審議に当該委員が加わったことは除斥規定に抵触する。

(2) 用地選定の過程に対する当該委員の影響

次に、本委員会は、当該委員が利害関係者であることを前提として、用地選定の過程に対する当該委員の影響の有無について審議した。

このような審議をした理由は、利害関係者が議事に加わった場合、原則として用地選定委員会の答申は無効と解するのが相当であるが、当該委員が用地選定委員会における用地選定過程で影響を及ぼしていないことが明らかといえる場合や、事後の検証において、選定結果に疑義が生じなかった場合は、例外的に有効になり得ると考えたからである。

ア 組合の見解

- ・一次評価及び二次評価は客観的な評価項目に基づいて実施されたもので恣意的に点数をつけることができないものであった。
- ・当該委員が関係する尾高・日下地区も最終候補地評価の対象に選定されている。
- ・委員の立場を利用して特定の地域に対しごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような発言がなかった。
- ・当該委員は、用地選定委員会の調査報告書及び答申書を取りまとめる第9回用地選定委員会を欠席された。
- ・以上のことから、用地選定の過程における当該委員の影響は無かったと考えている。

イ 本委員会の判断

(ア) 一次評価及び二次評価における恣意性

本委員会が確認した範囲においては、候補地評価基準に基づき実施された一次評価及び二次評価は、組合の見解のとおり客観的な基準に基づき評価されたものであり、恣意的に点数をつけることは困難と思われるものであった。

しかしながら、このことをもって審議の全過程について当該委員の影響はなかったと積極的に証明できるものではない。

(イ) 最終候補地評価の対象地の選定

組合が設定した施設配置案のうち、もっとも総合評価点（一次評価と二次評価の合計点数）が高かった施設配置案である尾高・日下地内Aは、最終処分場の建設候補地が新山・陰田町地内に選定されたことから、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）の規定により成立しなくなった。

そこで、実質的に総合評価点が最も高い彦名町地内に加え、尾高・日下地内が最終候補地評価の対象とされた。

このような判断に至るまでの具体的な経過は明らかではないが、かかる判断は尾高・日下地内が中間処理施設建設の最終候補地となる可能性が上昇する判断といえるものであるから、かかる判断に至るまでの審議の過程において、当該委員が審議に影響を与えたとは考えにくい。

（ウ）第5回から第8回用地選定委員会における当該委員の発言内容の確認

米子市から調査対象地が報告されて以降に開催された用地選定委員会は第4回以降であった。

当該委員が出席した用地選定委員会のうち第4回用地選定委員会は書面会議であったため、第5回から第8回までの用地選定委員会における各委員の発言内容について会議録の確認を行った。

会議録は、いずれも要点会議録として作成されており委員の正確な発言が確認できず、また、発言者の氏名も記載されていなかった。

そのため、会議録の記載から当該委員の影響の有無を判断することはできなかった。

（エ）当該委員の委員会の欠席

組合は、県地区自治連合会から米子市に提出された要望書の存在を覚知して直ちに、当該委員に対し、調査報告書及び答申書取りまとめを行った第9回用地選定委員会を欠席するよう求めた。

しかしながら、米子市から調査対象地が報告された時点で当該委員は利害関係者となっており、このことをもって当該委員の審議の過程に対する当該委員の影響を否定できるものではない。

（オ）当該委員が利害関係者であるか否かに関する他の用地選定委員の認識

本委員会は、当該委員が米子市から報告された尾高・日下地区のうち日下地区を含む県地区の連合自治会の会長の職にある者であったことについて、他の用地選定委員会の委員がこれを認識していたか否かについて確認することとした。

調査の結果、元用地選定委員会委員11名のうち、8名が県地区自治連合会長であることの認識はなく、3名が県地区自治連合会長であることを認識していたと回答された。

認識していたと回答された3名は、「当該委員が県地区の自治連合会の会長であるという認識はあったが、審議中は意識していなかった。あくまで米子市の自治連合会長として審議に加わっておられたと認識していた。」と回答された。

しかしながら、これをもって当該委員の存在が委員会の審議に影響を与えていないとは認められなかった。

（カ）県地区自治連合会から米子市へ提出された要望書の確認

当該委員が用地選定委員の立場を利用して県地区自治連合会の中で用地選定委員会

の情報を共有し、米子市に対して要望書を提出したのではないかとこの点について確認した。

組合は、令和3年12月に構成市町村から調査対象地の報告を受けた以降、令和4年2月から、調査対象地の地元である各自治連合会等（以下「自治連合会等」という。）に対して調査対象地の位置、用地選定に関する事務スケジュール、候補地評価の進め方等の情報提供を行っていた。

また、調査対象地の位置、用地選定の手順については、令和4年6月に発行された組合の広報にも掲載されており、広く周知が図られている。

さらに、第5回から第7回用地選定委員会までの情報は、用地選定委員会の開催後、直ちに自治連合会等に会議結果に関する情報が提供されていた。

令和4年10月12日に開催された第7回用地選定委員会の結果を受けて令和4年10月27日に開催された県地区自治連合会に対する説明会において、同自治連合会から上水道の水質への影響に関する懸念、県道53号線へのごみ収集車の増加に伴う日常生活への懸念、一等耕作地を調査対象地とした米子市長の見解に関する疑問を記載した書面が提出された。

しかし、すでに第7回用地選定委員会において最終候補地評価の項目として地下水の流向及び交通量の調査を実施することが決定されていたことから、この点においては、用地選定委員会の情報が共有されていたとは認められなかった。

県地区自治連合会が令和4年12月27日に米子市に提出した要望書は、これに先立って組合に提出された書面と同内容であり、この点においても用地選定委員会の情報を共有したとは認められない。

以上のことから、本委員会が確認した事実の範囲においては、当該委員が用地選定委員の立場を利用して県地区自治連合会の中で用地選定委員会の情報を共有したとは認められなかった。

(キ) 正副管理者会議における建設候補地の選定過程に対する当該委員の影響

建設候補地を選定した正副管理者会議の審議状況を確認した。

用地選定委員会から提出された答申書及び調査報告書だけでなく、建設候補地の主な特徴などが記載された、事務局が作成した資料により審議されている。

また、当該資料による審議において、用地選定委員会から第一順位として答申された彦名町地内に中間処理施設を、新山・陰田町地内に最終処分場を設置した場合と、組合が令和3年8月に策定した一般廃棄物処理施設用地選定方針において「最終処分場は、中間処理施設と同一敷地内又は近隣での設置を目指す」と定められていることから用地選定委員会から第二順位として答申された尾高・日下地内に中間処理施設及び最終処分場を設置した場合の経済合理性を確認したうえで建設候補地が選定された。

以上のことから、本委員会が確認した事実の範囲においては、用地選定委員会の答申をそのまま承認したのではなく、両候補地の特性や経済性についての審議を経て決定されたものであり、正副管理者会議において、当該委員が建設候補地の選定に関して影響を与えた事実は認められなかった。

ただし、このことをもって、当該委員が審議の過程に影響を与えていないといえるも

のではない。

(ク) 小括

このように様々な観点から用地選定の過程に対する当該委員の影響について確認したところ、影響を及ぼしたとする事実は認められなかった。

他方で、影響を及ぼしていなかったと積極的に証明できるような事実を見出すこともできなかった。

したがって、当該委員が用地選定委員会における用地選定過程で影響を及ぼしていないことが明らかにされたとはいえない以上、現時点で、利害関係者が議事に参加していた用地選定委員会の答申を有効と解することはできない。

(3) まとめ

これらを踏まえると、第1意見調整の結果（結論）に記載したとおり、適法性を確保するという観点から、用地選定委員以外の者で構成する第三者委員会を設置し、候補地評価基準の妥当性、最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法、最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準などについて改めて確認することにより、用地選定委員会による建設候補地の選定結果について検証し、必要に応じて、利害関係者である当該委員が関与した第4回以降の用地選定委員会における審議をやり直すなど、何らかの措置を採ることが必要である。

5 付帯意見

公平性の確保に関する項目は、自治連が最も強く主張されたものであり、仮に、その他の見解が相違する項目について、本委員会がその妥当性を認めたとしても、自治連の理解を得ることは困難である。

また、その他の見解が相違する項目について、本委員会がその妥当性に関する意見を述べた場合、組合が何らかの措置を講じる際に本委員会の意見が影響を与えかねない。

これらのことから、その他の見解が相違する項目については細かく言及することは控え、付帯意見にとどめることとした。

(1) 最終候補地評価の対象を複数箇所としたことの妥当性

当初1箇所であった最終候補地評価の対象を一次評価及び二次評価の総合評価点が僅差であったこと等を理由に複数箇所としたことについて、自治連から疑義が生じていた。

組合の見解によると、「一次評価及び二次評価の総合評価点が最も高かった施設配置案である尾高・日下地内A（193点）は、最終処分場が最終候補地評価の対象とならなかったことから、中間処理施設を建設すると農地を分断する配置となり、法に規定されている要件が満たされず、施設配置案としては成立しなくなる。そのため、この時点で実質的に彦名町地内（189点）が第1位、尾高・日下地内B（186点）が第2位となった。最終候補地評価の対象は、彦名町地内だけでなく、尾高・日下地内を加えた2箇所とされた。」とのことであった。

最終候補地の対象を2箇所とされたことは、より慎重なプロセスによって用地選定が行われたものであり、審議過程としては妥当なものであったと考える。

もっとも、最終処分場の最終候補地によっては成立し得ない中間処理施設の設置場所が候

補地として挙げられていたことや、成立し得ない候補地が総合評価点で最高点を獲得した場合の対応方法が事前に検討されていなかったことは、自治連の疑義を生じさせる原因となった。

そうすると、今後、再検討をする場合には、評価基準や評価方法等についてより詳細な定めを置く必要がある。

(2) 最終候補地評価における優位性判定の基準及び最終候補地選定における総合判定の基準の明確化

組合が行った最終候補地評価については、2箇所の対象地を評価項目ごとに比較、順位付けされていたが、自治連から点数化すべきとの指摘があった。

しかしながら、景観評価のうち、囲繞景観は、近隣で生活している住民の主観により判断されるものであるから評価を数値化することは困難である。

以上を踏まえると、どのような項目を評価項目に含めるのかについても、慎重に検討する必要がある。

そして、評価項目を定めた後の選定プロセスについても明確に説明できるようにする必要がある。具体的には、最終候補地評価における優位性の判定基準・判定方法、及び最終候補地選定における総合判定の基準についても、より一層明確にすることが必要と思料する。

(3) 双方における歩み寄り努力の必要性

本委員会における自治連及び組合の意見陳述の中で、自治連の方から組合の見解について、「初めて聞いた。」と発言された場面があった。

組合は、単位自治会に対し説明会を実施されたが、その説明会の中で出された質問に対し回答されておらず、十分に説明を尽くしているとは言えない状況である。

一方で、彦名校区自治連合会は、組合が説明会で「主な質問等についてはQ & Aを作成する。」と発言しているにもかかわらず、これを待たずして要求書を提出された。

その結果、自治会員が組合の回答を得られない状況となっている。

このような状況では、一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に関する地元住民の理解を得ることは不可能であり、組合においては地域住民に対して丁寧に説明を尽くし、自治連においては組合の説明を聞いたうえで説明内容を理解しようと努めるよう、双方とも歩み寄る姿勢が必要である。

以上

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号① 事業の実行性

自治連合会の意見	組合の見解
彦名干拓地への往来に利用している道路（西橋）を、一般廃棄物中間処理施設への搬入路として共用することが計画されているようですが、当初から周辺自治体（彦名10区）から絶対反対であるとの意見が多数あったことは今さら言うまでもないことと思います。 この道路は彦名干拓地をはじめ周辺農地を往来するための唯一の道路で、一日に数百台（最大数:約600台）の搬入用車両等が往来するようになれば、トラクターや軽トラック等での走行や路上での作業が大変危険で困難になるだけでなく、将来、彦名干拓地で営農を志す人達の意欲を削ぐことになるのではないかと大いに危惧するからです。 (1) また、彦名9区、9区-1と10区の間に搬入用の専用道路を新設するには、信号機間の距離が近すぎて困難であると聞いています。残された方法は、彦名9区、9区-1にある中海に向かう道路の拡幅しか方法がないと考えますが、米子側には水路があるため境港側にしか拡幅できない構造になっています。更にこの道路に面して2軒の民家が存在するため家屋の移転問題が想起されますが、現在の米子市の補償制度では移転に伴う費用を十分に賄うことができないと聞き及んでおり、移転の同意を得るには高いハードルを越えなければならず、同意が得られなければ中間処理施設の建設はおろか搬入路の確保も困難であろうと考えます。 (2) 一方、尾高・日下地区の建設候補地周辺の自治体は建設に反対されていないと聞いており、移転の必要な民家も無いことから用地買収等に懸念が無く、候補地として最適であると考えます。 経済合理性においていくら優位性があっても、事業実効性の低い計画は計画にあらず。 事業実効性において断然優位にあると思われる尾高・日下地区には、最終候補地調査等の結果は中間処理施設の建設を妨げる要因とは全くならないと考えます。	(1) 取付道路については、説明会における意見を受け、候補地を選定した正副管理者会議において、今後整理する事項として、「農業者の利用等を考慮した取付道路の検討」を含めており、現在複数案を検討しているところ。 (資料3 P. 4 参照) 移転補償については、施設の敷地境界や取付道路を検討中であり、移転に関する具体的な話はしていないが、公共事業に伴う移転は他の事例でも見られる。 (資料3 P. 5 参照) したがって、現段階で取付道路の確保が困難とは考えていない。 (2) 米子市日下を含む県地区からは、米子市に対して調査対象地の取り下げの要望が提出されている。 (資料3 P. 7 参照) 尾高・日下地内は、建設候補地としていないため、地元説明や地権者交渉をしていない。 (資料3 P. 7 参照) したがって、用地買収の懸念の有無については判断しかねる。

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

(追加質問 1) 第 2 回委員会

中間処理施設と最終処分場を合わせた経済合理性について、組合の説明では、「彦名町に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備した場合と、尾高・日下に両方の施設を整備した場合、前者のほうが 20 年間に約 10 億円経済的に優れる。」とのことであった。しかし、最終処分場は新山・陰田町が選定されたので最終処分場が同じならそのような差にはならず、彦名町のほうが 20 年間で 4 億 6 千万円の差で優位になると思う。

さらに、彦名町の建設候補地における地盤改良、杭打ち及び新たな進入路の設置の経費を考慮してもなお、彦名町に経済的な優位性があるのか。

(追加質問 2) 第 3 回委員会

第 3 回意見調整委員会資料「資料 1 (補足資料) 経済性の評価について」P. 8【基礎杭の工事費を考慮した概算コスト】における基礎杭の施工費の算出根拠を示してほしい。

(補足説明 1) 第 3 回委員会

用地選定方針における候補地の抽出条件では、最終処分場は、中間処理施設と同一敷地内又は近隣での設置を目指すこととなっていた。

用地選定委員会においては、中間処理施設の第一順位を彦名町地内、最終処分場の第一順位を新山・陰田町地内とされたことにより、同一敷地内又は近隣での設置とはならなかった。

そこで、同一エリアで中間処理施設と最終処分場を整備する場合の経済合理性を確認するために、彦名町に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備した場合と、尾高・日下に両方の施設を整備した場合の経済合理性を比較したもの。

米子市彦名町地内に中間処理施設を、米子市陰田町地内に最終処分場を整備した場合と、米子市尾高・日下地内に 2 つの施設を整備した場合の経済合理性を比較すると、前者の場合が経済性に優れることを確認した。(20 年間でおよそ 10 億円)

彦名町に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備する場合と、仮に、尾高・日下に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備した場合の経済性を比較した場合、彦名町のほうが 20 年間で約 4 億 7 千万円経済的に優位となる。

基礎杭の施工費は、敷地造成費に含まれていないが、第 7 回用地選定委員会において、基礎杭の施工費を考慮した場合の経済性について確認されている。

基礎杭の施工費を含めた経済性による評価点を試算し、基礎杭の施工費を含まない経済性の評価点と比較したところ、大きな違いはなく、一次評価と二次評価を合わせた総合評価点の順位に変動はない。

(補足説明 2) 第 4 回委員会

杭施工費の試算については、コンサルタントが設計された過去の設計事例(建設工事着手:令和元年)から 1 m あたりの杭の施工費及び 1 m² あたりの杭の施工本数を参照し、1 本の杭の長さは、近傍の土質ボーリングデータを参照し、支持層までの深さを想定した。

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

②～⑥共通事項

自治連合会の意見	組合の見解
	【説明】 ○最終候補地調査の目的 ・当初は、「施設整備の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じるため、最終候補地調査を行い、その結果を踏まえ当該候補地の有効性を評価すること」であったが、第7回用地選定委員会において、最終候補地調査の対象地を複数箇所となったことから、「候補地としての優位性を判定すること」が追加された。 (資料3 P. 9、10 参照) ○最終候補地評価の対象候補地の基準 ・当初は、総合評価点の順位が一位となった候補地とされていたが、第7回用地選定委員会において、総合評価点の順位が一位と二位となった候補地とされた。 (資料3 P. 9、10 参照) ○最終候補地調査の調査項目 ・調査項目は、鳥取県環境影響評価条例に規定される評価項目に準じ設定された。 (資料3 P. 12、13 参照) ○最終候補地調査の調査範囲 ・調査範囲は、鳥取県環境影響評価条例に規定されるアセスの対象となる地域に準じて設定された。 ※条例に規定されるアセスの対象となる地域 (資料3 P. 13 参照) ・事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる地域

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号② 最終候補地評価における生物調査に関する評価の必要性

自治連合会の意見	組合の見解
生物調査ーコウノトリ、オオタカが確認された。 (1) いずれの地区も鳥獣保護区に指定されていない(一次評価:鳥獣保護区)。また、いずれの地区もクマタカ等の「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく、特定希少野生動植物は確認されていない。 コウノトリ(特別天然記念物)、オオタカ(準絶滅危惧種)は、調査時にたまたま居たとも考えられます。また、建設候補地に生息巣を設けていても生息に必要な森林が減少すれば他の場所に移住するものと考えられます。 関係省庁には丁寧に説明し了承していただきたいと思います。 (2) ※米子水鳥公園が作成する「米子水鳥公園で確認された野鳥(1995年～2023年) The birds check list of Yonago Waterbird Sanctuary」には、コウノトリ、オオタカ、ノスリ(準絶滅危惧種)、ハイタカ(準絶滅危惧種)等の貴重種の確認情報が多数掲載されています。 【補足説明】 最終候補地調査における生物調査の評価基準が示されていない。 「基本評価項目得点表 鳥獣保護区指定状況③-a-ア」より 彦名町地内:鳥獣保護区に指定されていないが隣接している。 米子水鳥公園:1974年国指定鳥獣保護区、2005年ラムサール条約登録湿地帯指定。 彦名町民が再三にわたり水鳥公園の生物調査を依頼したが、建設候補地から約1.7km離れており対象外として応じなかったことは、水鳥への影響を懸念する地域住民に対し不誠実な対応であり、今後の話し合いにも期待が持てない。「地域に愛され・地域に開かれた施設」の建設を「一般廃棄物処理施設整備基本構想」で標榜しているが、地域住民とのコミュニケーション不足、相互理解への努力不足は否	(1) 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することである。 最終候補地調査の調査範囲は、県条例に規定されるアセスの対象地としており、事業実施想定区域である。 (資料3 P.13参照) 希少動植物を所管する鳥取県の担当課に問い合わせたところ、尾高・日下地区の事業実施想定区域において、希少種の生息の可能性があるとの情報があつたことから現地調査を実施した。一方、彦名町地内の候補地には情報は無い。 (資料3 P.17参照) (2) 米子水鳥公園は、最終候補地調査の範囲である事業実施想定区域から1.7km離れており、最終候補地調査の範囲には含まれていない。 また、水鳥公園にヒアリングをしたところ、建設候補地と水鳥公園は1.7km離れており水鳥への影響はないとの回答を得ており、また、水鳥公園の周辺には米子市、安来市の工業団地があること、全国のラムサール条約登録湿地には周辺が開発された場所もあることから、中間処理施設の設置による水鳥公園の生物への影響は小さいと想定する。 (資料3 P.18～21参照)

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

めない。 「令和４年８月３１日 ごみ処理施設等調査特別委員会資料 ３-(３)-①」 「令和４年１０月２４日 ごみ処理施設等調査特別委員会資料 資料１ ３-(２)」より 「希少動植物の現地調査は、通年で実施されるものであり、短期間での実施は季節的にも困難であることから、今後の生活環境調査等で実施する。」と、少なくとも１年間の調査期間が必要なことが指摘されていたが、最終候補地調査では約１.５ヶ月で実施する計画としたことは、重要な判断を行うには極めて乱暴なやり方だと考える。 クマタカ等の特定希少野生動植物の確認がされていないのにも拘らず、調査を３日間(令和４年１２月１４日～１６日 ８：１５～１６：３０)で打ち切り、彦名町地内に優位性があるとする判断がなされたのは不可解で納得できない。 「要求書」には森林の減少と書いているが、貴組合の設置案では森林の前方に建設する案になっているので、鳥の生態への影響はかなり小さくなるものと考ええる。	
--	--

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号③ 最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性

自治連合会の意見	組合の見解
大気－標高差が50メートルある住宅地がある。(概ね煙突高さとも一致) <u>たとえ真横の風が吹いたとしても、法規制基準値を大きく下回る煙突排ガスが、800メートル程度離れた住宅地に到達する頃には拡散して検出されることは殆ど無いと思われる、安全性が損なわれるとは考えられません。</u> 【補足説明】 最終候補地調査における大気に関する評価基準が示されていない。 大気の流れについて、<u>横風</u>(煙が上昇せず地上と平行にたなびく)のみが懸念事項として取り上げられているが、吹き上げ、吹き降ろし、雨や雪による沈着の場合等、もっと緻密で綿密な比較検討が必要だと考える。 「最終候補地調査結果」より 「気象条件によっては、煙突からの煙が上昇せずに地上とほぼ平行にたなびく、あるいは地上へ向かってくともある。半径2km範囲における標高によっては、煙が直接に地上に影響する可能性がある。」 尾高・日下地内では800m程度離れた所に標高差約50mの住宅地(2軒)があるとのことだが、最低3年程度のデータにより、この住宅地に煙突排ガスが直接到達する風向、風量の日が年間に何日あるかを調査し検討する必要があると考える。 同様に、彦名町地内の場合は、吹き降ろしの風で運ばれる煙突灰ガスが住宅地に直接到達する風向、風量の日が年間に何日あるかを調査し検討する必要があると考える。 さらに、施設との距離が800mの範囲内にある住宅の軒数も重要な比較検討の要素となると考える。	最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することであり、より詳細な調査は用地選定後、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき実施することとしている。 調査範囲については、県条例に規定されているアセスの範囲に準じ、最終候補地の中心から半径2kmに設定された。 ※県条例に規定されているアセスの範囲 ・調査地域は、対象事業の実施により大気質の濃度が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易的な試算等によりその範囲を推定して定める。 煙突排ガスによる寄与を考慮した大気拡散予測の結果、両調査対象地とも、長期的評価及び短期的評価に係る環境基準等に整合することから、周辺への影響は軽微と予測され、優位性は無いとの判定であった。 (資料3 P.24、25参照) しかし、断面図作成による周辺への影響の検討においては、尾高・日下地区では、煙突と同程度の高さに住宅がある一方、彦名地区は平坦な地形で、煙突と同程度の高さに住宅地はないことから彦名町地内に優位性があるとの判定であった。 (資料3 P.26、27参照)

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

(追加質問 1) 第 2 回委員会

組合の説明では、尾高・日下には、800m 離れたところに煙突の高さと同程度の標高に住宅地がある。一方、彦名町にはそのような土地がないので、彦名町に優位性ありとのことであるが、少し下向きに弱い風が吹けば、建設候補地から 120m 離れたところにある住宅にも煙が漂うことも考えられるので、彦名町に優位性があるというのはおかしいのではないか。

(追加質問 2) 第 3 回委員会 委員から

尾高・日下には、800m 離れたところに煙突の高さと同程度の標高に住宅地がある。その方向に年間を通じてどのくらいの割合で風が吹くのか。

(補足説明 1) 第 3 回委員会

煙突の高さを 59m として地表面における排ガスの影響を予測した結果、長期的評価（年間を通じた影響）及び短期的評価（1 日あたりの最大の影響）について、両候補地とも環境基準等に整合することから、地表面における煙突排ガスによる影響は軽微と予測された。

ただし、両調査対象地においては、周辺の地形に大きな違いがある。

尾高・日下は、煙突の高さと同程度の標高に住宅地があるが、彦名町にはそのような標高の土地は無い。

標高の高い土地は、平地と比べると煙突排ガスの影響を受けやすいことから、彦名町に優位性があるとしたもの。

通常（大気状態が安定しているとき）、煙突から排出された煙は、吐出速度と高温による浮力によって上昇し、気流や希釈により大気中に拡散するので、施設周辺の平地には、着地しない。

そして、施設の最も近くの平地に煙が着地するのは、大気状況が最も不安定で、煙が鉛直方向に拡散したときである。

一方、煙突と同じ標高の住宅地においては、大気状態の安定・不安定にかかわらず風向きによっては煙が到達する可能性が高い。

米子特別地域気象観測所の風向・風速データ及び松江地方気象台の日射量のデータを用い、煙突実体高での風速を推定し、大気安定度の出現頻度を整理したところ、強不安定となる割合は小さい。よって、施設周辺の平地に着地する頻度は極めて小さい。

最終候補地調査における短期的評価では、最大着地濃度出現地点は、最も煙突の近くに着地すると考えられる大気安定度 A（強不安定）の時でも、煙突から 700m～800m 離れた地点と予測された。

(補足説明 2) 第 4 回委員会

大気拡散予測に用いる気象条件は、米子特別気象観測所（日射量については松江地方気象台）の令和 3 年度の 1 年間の風向・風速などの気象データをベースにしている。

米子特別地域気象観測所における令和 3 年度

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

	の1年分の気象データを尾高・日下における1か月間の気象調査の結果を比較し、それにより得られた主風向の変化度合いから風向きを補正(時計回りに22.5°)し、尾高・日下の気象データとした。 煙突の高さと同程度の高さで800m離れたところにある住宅地の方向は煙突から見て北東から東北東の方向で、そこへ向かって南西及び西南西の風が吹く割合は、約10%である。
--	---

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理項目④ 最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性

自治連合会の意見	組合の見解
いずれの地区も景観形成重点区域には指定されていない（一次評価：景観）。 大山中腹に極めて目立つ白壁のホテルが建っているのに、いまさら大山の景観うんぬんはおかしい。また、県道 53 号線及び地域内市道から中間処理施設と大山がぶつかるのはわずかな区間しかないので、景観への影響は考慮しなくてよいレベルであると考えます。 【補足説明】 最終候補地調査における景観に関する評価基準が示されていない。 「新しいごみ処理施設の整備に係る説明会」より （日時：令和 4 年 5 月 27 日、場所：彦名公民館 1 階 会議室） 上記の説明会資料として配布された「新しいごみ処理施設の整備について」において、近年の施設整備の好事例として、「富士市新環境クリーンセンター」を富士山に調和するように工夫し周辺の自然環境との調和を重視したデザイン施設として紹介してあるが、最終補地評価では、「施設が県道 53 号線及び地域内市道の通常通行において当該地の代表的な大山の景観に影響する。」との理由で優劣が判断されており、二つの説明内容は矛盾していると考える。 周辺の眺望に調和するよう工夫・努力している事例は全国に沢山あると思われ、それらを参考にして施設を整備すれば景観への影響は最小限に抑えられると考える。 【ご参考】 主要観光施設入込客数（2017 年～2022 年） （鳥取県観光局 観光戦略課） （6 年間の平均） とっとり花回廊 277, 262 人、水木しげるロード 1, 751, 927 人 観光の観点からも大山の景色のみでの求心力は低下傾向にあると思われる。	最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することである。 環境アセスにおける景観の評価は、眺望景観と囲饒（いによう）景観について行われる。 （資料 3 P. 30、31 参照） 眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観のことで、米子城址と母塚山展望台等を眺望点に、大山と弓浜半島の海岸線等を景観資源に設定し比較したところ、両最終候補地とも背後の山並みを超えることはなく、凝視しないと視認できないか、あるいは視認できないことから、優位性は無いと判定された。 （資料 3 P. 32～34 参照） 一方で、囲饒景観とは、眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観のことで、事業予定地近傍における地域の人々が日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきたものなどを考慮して、当該地域における身近な景観を把握することとされており、地域の生活の場としての眺望点として、尾高・日下地内は県道 53 号線及び日下地区の市道を、彦名町地内は県道 47 号線の交差点を選定し調査したところ、尾高・日下地区は地域の代表的な大山の景観に影響することから、彦名町地内に優位性があるとの判定となった。 （資料 3 P. 32、P. 35～38 参照）

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

(追加質問 1) 第 3 回委員会 委員から 資料 1 の 5 ページ「囲饒景観とは、眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観のことで、事業予定地近傍における地域の人々が日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきたものなどを考慮して、当該地域における身近な景観を把握することとされており、」という記述も環境影響評価技術指針に記載されているものか。 (追加質問 2) 第 3 回委員会 フォトモンタージュの撮影地点から施設までの距離が、建物の大きさと比較しておかしいと感じる。(彦名町地内の撮影地点から施設までの距離と、尾高・日下地内の撮影地点から施設までの距離を比較すると、彦名町地内の方が距離が近いにも関わらず、建物が小さく見える。) (追加質問 3) 第 4 回委員会 委員から フォトモンタージュはソフトウェアで自動的に作成されたものか。	(補足説明 1) 第 4 回委員会 鳥取県環境影響評価技術指針及び解説(平成 25 年 4 月)に記載されている。 (補足説明 2) 第 4 回委員会 本調査の目的は、調査対象地ごとに、施設が整備される場合の「従前」と「整備後」で周辺の景観に与える影響の度合いを予測したうえで、彦名町地内、尾高・日下地内のどちらがより影響が大きいかについて相対評価を行うことである。 囲饒景観の変化についてのフォトモンタージュ(資料 3、P. 35～38)は、囲饒景観における眺望点及び景観資源への影響を予測するものであり、具体的には、①施設が眺望点から正面に見えるのか見えないか、②施設の外輪がスカイラインを超えるか超えないか、③代表的な景観資源に影響するかしらないかについて、各眺望点における景観が施設の設置の前後でどのように変化するかを判定しやすくするために作成したものである。 したがって、各眺望点から施設がどのような大きさで見たとしても評価に影響しない。 (補足説明 3) 第 5 回委員会 フォトモンタージュは、以下の手順で作成したもの。 ① 撮影ポイントから写真を撮影 ② ソフトウェアで建物サイズ、撮影ポイントから建物までの距離、 撮影ポイント及び建設候補地の標高、地面からのカメラの高さ等 を入力して、建物を自動で作図。 ③ ①の写真と②の画像を合成。
--	--

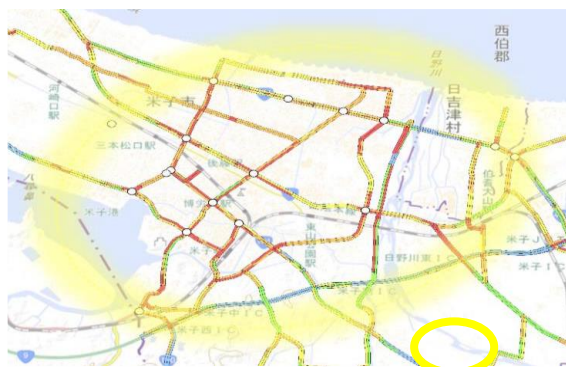
(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号⑤ 最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性

自治連合会の意見	組合の見解
交通量一片側一車線、渋滞が予想される区間がある。 (1) 彦名地区では渋滞は無いとのことですが、構成市町村より彦名地区に搬入する際に、どうしても通らなければならない米子市街地の主要渋滞箇所があり、これまで以上に渋滞する懸念があります。一地区の渋滞と米子市街地全体の渋滞では住民の日常生活や産業活動(特に流通業、観光業等)に与える影響の大きさは雲泥の差になると思われます。 (2) 尾高・日下地区の道路が渋滞するとされるのは通勤時間帯(8:00-9:00)が主で、分散搬入を実施すれば問題になるレベルではないと考えます。 【補足説明】 最終候補地調査における交通量に関する評価基準が示されていない。 「米子市街地の主要渋滞箇所(国土交通省鳥取河川国道事務所Hp)」より 「令和5年度 第1回鳥取県道路交通渋滞対策部会」 (鳥取県幹線道路協議会 道路交通渋滞対策部会) 資料より 「鳥取西部地区は、米子市街地を中心に主要渋滞箇所が集中し、平日朝ピークに20Km/h以下の区間が多数存在します。」	(1) 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することであり、最終候補地評価における交通量の調査範囲は、搬入車両の台数が最も大きくなる施設周辺の幹線道路を対象とされたもので、ご指摘の主要渋滞箇所は調査範囲に入っていない。 (資料3 P.41参照) ご指摘の主要渋滞箇所への影響について、彦名町地内へ搬入する場合と、尾高・日下地内へ搬入する場合において、渋滞エリア(主要渋滞箇所を含む区域)を通過する運搬車両の台数を現状と比較したところ、彦名町地内へ搬入する場合56台/日の増加、尾高・日下地内へ搬入する場合34台/日の増加と試算され、尾高・日下地内に搬入するケースの方が優位となった。 (資料3 P.43～49参照) ただし、尾高・日下地内へ搬入する場合は、境港市と米子市の大半の車両が、交通のボトルネックとなる日野川を渡る必要がある。このルートは主要渋滞箇所に隣接又は近接しており、渋滞への影響が懸念される。彦名町地内へ搬入する場合と、尾高・日下地内へ搬入する場合においてそのルートを通過する運搬車両の台数を現状と比較したところ、彦名町地内へ搬入する場合は59台/日の増加であったのに対し、尾高・日下地内に搬入する場合は192台/日の増加となり、この観点からは彦名町地内に優位性があると考えられる。 (資料3 P.50～54参照) (2) 彦名町地内においては、分散しなくても、いずれの時間帯においても交通渋滞は予測されておらず優位性がある。 (資料3 P.42参照)

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

【米子市街図】



* 交通課題が大きいエリア

- 20Km/h 未満
- 20～30Km/h 未満
- 30～40Km/h 未満

[主要渋滞箇所]

- 一般国道 181 号 (麴町地区～富士見町地区)
- 一般国道 431 号 (両三柳地区～皆生地区)
- 一般国道 431 号 (日吉津地区～二本木地区)
- 両三柳後藤停車場線・米子港線 (米原地区～義方町地区)

(追加質問 1) 第 3 回委員会

混雑度が 1 のときは、具体的にどのような状態なのか。

1 を超えるとどうなるのか。

(追加質問 2) 第 3 回委員会

松江市、出雲市、倉吉、鳥取は一般廃棄物処理施設を山間部に設置されているが、その理由を考慮されたのか。

(補足説明 1) 第 4 回委員会

国土交通省は、道路の計画、建設、維持修繕その他の管理などについての基礎資料を得ることを目的として、全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) の一環で、全国の道路の交通量及び道路現況等を調査している。

混雑度とは、現道の交通状況を評価する指標の一つで道路の交通容量に対する交通量の比で表され、数字が大きくなるほど、混雑する可能性が増加する。この数値が 1 を超えるときは、昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が 1～2 時間ある状態となる。

混雑度が 1.0 の時は、ピーク時において連続した車列ができるが、ノロノロすることなく走行することができる状態、平常時は走行車両の間隔が大きくスムーズに走ることができる状態。

(補足説明 2) 第 4 回委員会

建設候補地の選定手法については、決められた方法が法令や国などが定める指針には無い。

各設置主体によって、これまでの経過 (旧施設の近隣地)、地理的状況 (圏域中心)、用地選定の

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

(追加質問3) 第4回委員会 橋を渡るルート of 渋滞状況について時間帯(午前・午後)別、ルート別に詳しく知りたい。	結果を踏まえたもの(総合得点が高い等)など、それぞれの事情によって決められている。 鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、松江市、出雲市の焼却施設は、全て山間に立地している。その理由については、次ページのとおりのとおり。 また、他市においては、以下のように平地に立地している例も多くある。 (補足説明3) 第5回委員会 運搬車両が日野川にかかる3本の橋梁を通行することに起因する交通渋滞(混雑度)について予測したところ、彦名地区に施設を整備すると仮定した場合、R431 皆生大橋の午後及び山陰道米子大橋の午前以外は混雑度は変わらない。 一方で、米子市尾高・日下に施設を整備すると仮定した場合は、R9 新日野橋の午後以外は全ての区間および時間帯で、混雑度が高くなることから比較して影響が大きい。
---	--

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理項目⑥ 最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性

自治連合会の意見	組合の見解
文化財一本調査が必要な場合がある。 いずれの地区も史跡・名勝・天然記念物は存在しておらず、また、埋蔵文化財の包蔵地ではない（一次評価：史跡・文化財）。 したがって、当該地での長期間の調査は必要ないと思われます。また、必要があればその都度実施されたい。 【補足説明】 最終候補地調査における文化財に関する評価基準が示されていない。 「令和4年10月12日開催 第7回用地選定委員会」より 埋蔵文化財の調査について 「埋蔵文化財の調査については、用地選定の段階では困難と考える。調査にあたっては、予備調査、本調査、保存等の状況によって様々な想定が必要となるため、どのような調査ができるか検討する。」という選定委員からの意見が記されており、短期間での調査では優劣をつけづらく、最終候補地調査には適さない項目であるとする。 「最終候補地調査」と「結果に基づく優位性の判定結果」の調査項目の相違 「令和4年10月24日 ごみ処理施設等調査特別委員会資料 3-(2)」より 最終候補地調査の調査項目に無かった「文化財」の項目が彦名町地内に優位性があるとして唐突に加えられているのは不自然と考える。 【最終候補地調査の内容】 環境影響予測等予備調査：大気汚染・悪臭、騒音・振動、水質、景観 施設の特性に応じた現地調査：風向・風速、交通量、生物 「令和4年10月24日 ごみ処理施設等調査特別委員会会議録」より	最終候補地評価における文化財に関する調査の目的は、最終候補地調査の対象となる候補地の近隣に埋蔵文化財の存在が確認されている場合については、埋蔵文化財調査の必要可能性と想定される調査期間を明らかにすることである。 両候補地における埋蔵文化財調査の想定期間を米子市経済部文化観光局文化振興課に照会したところ、「尾高・日下地内の候補地においては、隣接地に遺跡や古墳群の存在が確認されていることから、最長で、現地調査期間 32 ヶ月、報告書作成期間 24 ヶ月を要する。」とのことであった。一方、彦名町地内の候補地においては、近隣に埋蔵文化財の存在が確認されていない。 (資料3 P.57、58参照)

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

委員からの質問に、「一部の調査対象地が埋蔵文化財包蔵地の一部にかかっているが日下ではない。」という主旨の事務局の意見が記されているが、最終報告では、尾高・日下地内は「本調査が必要な場合がある。」と判定されているのは納得できない。 (追加質問 1) 第 4 回委員会 奈良文化財研究所が出している文化財総覧によると、1 か所だけ尾高御建山遺跡が圃場整備の中にある。 尾高・日下の建設候補地は圃場整備がされており、圃場整備に合わせて埋蔵文化財調査が行われているのであれば、建設候補地において埋蔵文化財調査は必要ないのではないかな。 (追加質問 2) 第 5 回委員会終了後 奈良文化財研究所の WEB サイトに、尾高・日下の建設候補地の近くにある圃場整備された農地に尾高御建山遺跡の表示がある。	(補足説明 1) 第 5 回委員会 ご指摘の尾高御建山遺跡は、圃場整備により発掘調査が行われたものではない。 また、尾高・日下の建設候補地においては、圃場整備に合わせて埋蔵文化財の調査は行われていない。 ご指摘の尾高御建山遺跡は、圃場整備により発掘調査が行われたものではなく、一般国道 9 号米子道路工事に伴い、そのルートには周知の遺跡が含まれるうえ、米子市教育委員会が実施した試掘調査により遺跡の存在が予想されたため、西部埋蔵文化財調査事務所により埋蔵文化財発掘調査が平成 4 年度から開始されたもの。 再度、米子市経済部文化観光局文化振興課に建設候補地の範囲を示して埋蔵文化財調査の実施状況について照会した。 その結果、「当該範囲は圃場整備が行われているが、埋蔵文化財調査が実施された記録は無い。平成に入ってから圃場整備などでは予備調査が行われるが、おそらくそれ以前に整備されている。したがって、隣接地に遺跡や古墳群の存在が確認されていることから、当該調査対象地においても埋蔵文化財の事前調査は必要である。」とのこと。 尾高・日下の建設候補地における圃場整備の時期について、米子市農林水産振興局農林課に問合わせたところ、昭和 50 年前後であるとのこと。 (補足説明 2) 彦名校区自治連合会が主張される圃場整備された箇所調査がされているとの情報は、その情報が掲載されているホームページの誤りであることが確認できた。
---	---

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号⑦ 用地選定経過における公平性の確保

自治連合会の意見	組合の見解
米子市による用地選定の段階で中間処理施設の候補地として尾高・日下地区が選定されているにも拘らず、米子市自治連合会会長（県地区自治連合会会長）が用地選定委員として本年３月まで在任されていたという事実は、「一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則」に抵触していると思われます。 尾高・日下地区が候補地に選定された時点で用地選定委員を解任し、利害関係の無い副会長等への変更が行われなかったことは、甚だ公平性に欠ける対応と言わざるを得ません。 【補足説明】 米子市自治連合会会長（県地区自治連合会会長）が、用地選定委員として令和３年８月２５日開催の第１回一般廃棄物処理施設用地選定委員会から参加されていた事は、「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則 第４条４（会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない）」に明らかに抵触していると思われる（コンプライアンス違反）。 「令和５年７月５日 日本海新聞」より 「ただ、当該の委員は最終審査に加わっておらず、評価基準も客観的な事実に基づいて審議されているとして、同組合は選定結果に所属は影響していないとしている。」とあるが、上記の施行規則に照らして適切な理由になっていないことは自明の理であると考ええる。 米子市自治連合会会長は、構成市町村の住民代表として選定委員に加わり、住民目線で議事に加わる等、非常に重要な役割を担うことが期待されていたが残念としか言いようが無い。 【ご参考】 県地区自治連合会（１８自治会から成る）	令和３年８月２５日、ご指摘の委員は、第１回用地選定委員会の設置時に委員となっており、構成市町村から調査対象地が報告される前に、評価基準が審議された。 令和３年１２月、構成市町村から調査対象地が報告された。 令和４年７月から同年１０月、第５回から第７回の用地選定委員会において実施された一次評価及び二次評価は、客観的な評価項目に基づいて実施されたもので、恣意的に点数をつけることはできないものであった。 令和４年１０月１２日、第７回用地選定委員会において、実質的に最高点となった彦名地区に加え、当該委員が関係する尾高・日下地区も最終候補地評価の対象となる調査対象地に選定された。 令和５年３月９日、米子市議会一般質問において、県地区の自治会長が連名で米子市に対して調査対象地の取り下げの要望を提出されたことに関する質問が出されたため、当該委員に事実確認したところ、要望書を提出されたことの確認が取れたため、用地選定委員会条例施行規則第４条の規定に基づき、当該委員に、用地選定委員会の調査報告書、答申書を取りまとめる第９回用地選定委員会への欠席を求め、当該委員は欠席された。 ※用地選定委員会条例施行規則第４条 会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。 （資料３ P. 60、61 参照）

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

目下、石州府、上福万、中福万、下福万、5ッ分、河岡、栄、石垣、夏海、清水ヶ丘、朝日ヶ丘、みなみ、河原、蛍が丘、緑ヶ丘、緑ヶ丘グリーンハイツ、あすなろ

(追加質問1) 第4回委員会

令和3年12月、米子市から候補地の報告がされた後に、第4回委員会で評価基準書が書面評決された。当該委員はその決定にも影響を与えているのではないか。

(追加質問2) 第4回委員会 委員から
委員の発言内容がわかれば、影響度もわかると思う。

(補足説明1) 第5回委員会

候補地評価基準は、米子市から調査対象地の報告を受ける前に開催された第3回委員会(R3.12.13)において評価項目は全て決定した。

なお、第4回委員会(R3.12.24~R4.1.13)においては、全38項目の評価項目のうち3項目において2択評価を見直すこと、また、評価基準の標記方法(優・良・可→5点・3点・1点)を見直すこと、この2点のみの審議内容であったことから書面会議とされ、審議結果に基づき該当項目の見直しが行われた。

第4回委員会は書面会議であり、委員は参集しておらず、候補地評価基準の決定に影響はなかったと考えている。

(補足説明2) 第5回委員会

第5回から第8回までの委員会における委員の発言内容については、別添の会議録のとおり。

※議事録は要点議事録としており、委員名の記載はない。

(委員選任の経過)

当該委員は、建設候補地における地区住民の代表としてではなく、西部圏域全体の住民の代表として就任いただいたもの。

当該委員は、最も規模の大きい自治体である米子市の自治連合会の会長であった。

用地選定委員会における利害関係者は、地権者及び特定の地域に対し、ごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような行動をとられる者としている。

本組合としては、当該委員は、地権者ではないことから、利害関係者ではないと考えていた。

また、用地選定委員会において、委員の立場を利用して特定の地域に対し、ごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような発言をされておらず、公正な立場から職務を遂行されていたと考えている。

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号⑧ 最終候補地調査の箇所数を変更したことの妥当性

自治連合会の意見

候補地評価の総合得点（一次評価・二次評価）において、尾高・日下地区が4ポイント優位であったにも拘らず、100点満点に換算すると彦名地区との差は「僅差」でしかないという理由で最終候補地調査を実施し、彦名地区に優位性があると最終報告がされていますが、そもそも4ポイント差がある中、何故、「候補地評価基準」通り尾高・日下地区を最終候補地に選定しなかったのか。

「僅差」と判断する場合の基準を「候補地評価基準」の決定（第4回委員会）の時点で明確に決めておく必要があったと考えます。

【補足説明】

選定委員会で決定した「候補地評価基準」が遵守されず形骸化している。

「令和4年8月31日 ごみ処理施設等調査特別委員会会議録」より

「一次評価点、二次評価点は事務局が作成し選定委員が審議した。」と記されており、ほぼ全てのことが事務局主導で行われ、選定委員が「候補地評価基準」や「評価点」について十分に時間を割いて協議・検討されたのか懸念される。その結果として、総合評価点で4ポイントの差があるにも拘らず「僅差」で「対外的な説明が難しい」という極めて曖昧な判断に至ったのではないかと思料される。

最終候補地評価で逆転する総合評価点
(満点：一次評価点 165、二次評価点 60)

	中間処理施設		最終処分場	
施設配置案	尾高・日下	彦名町	新山・陰田	尾高・日下
一次評価点	136	138	126	130
二次評価点	57	51	55	50
総合評価点	193(85.8)	189(84.0)	181(80.4)	180(80.0)

* () 内の数字は満点：225 に対する割合 (%)

組合の見解

第5回から第7回の用地選定委員会において、用地選定委員会であらかじめ定めた候補地評価基準に基づき、一次評価及び二次評価を行った結果、上位の評価点に大きな差が無かったことから、第7回用地選定委員会における審議を踏まえ、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の上位2箇所の候補地を最終候補地調査の対象とすることとし、最終候補地調査の対象は、彦名町地内及び尾高・日下地内が選定された。

※第7回用地選定委員会における審議の経過

- ・最終候補地調査を2箇所とすることについては、一つ一つの項目を見ると評価点がかかなり近いということと、評価の仕方が3段階の評価であるため、最後に慎重な調査をする方がより望ましい。
- ・評価の中で点数の積み上げは、それなりの意味はあるが、1点や2点の僅差となると対外的な説明が難しい。説明責任を果たすために、最終候補地評価を行い、再度テーブルの上に乗せて正しい比較をすることは大事なことである。

なお、もっとも点数の高かった尾高・日下Aは、最終処分場が最終候補地調査の対象とならなかったことから、農振法の規定により施設配置案としては成立しなくなった。

※この時点で、第1順位：彦名町地内(189点)、第2順位：尾高・日下地内B(186点)

その一方で、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定した時点においては、施設の面積が決定されていないこと、尾高・日下地内Bは尾高・日下地区Aと半分程度が同一の敷地となっていることから一つの配置案として取り扱うこと

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

最終処分場の場合は、新山・陰田と尾高・日下との差は1ポイントと最少ポイント差であることから対外的な説明は慎重にならざるを得ないと考えるが、中間処理施設の場合は、4ポイントの差があり、「候補地評価基準」通りの評価を行うのが当然であり、評価方法を突如変更することは選定委員会で決議した「候補地評価基準」や「評価点」の信頼性を失わせるものであると考える。	とされた。 (資料3 P. 63～66参照)
---	-----------------------------------

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理番号⑨ U P Z の評価の必要性

自治連合会の意見	組合の見解
島根原子力発電所までの距離が最終評価項目に盛り込まれなかったことは何故なのか。30キロメートル(U P Z)圏内に彦名地区の候補地が含まれているのは周知の事実です。原発事故の際のリスクが評価項目に入らないことはあり得ないと考えます。 【補足説明】 「一般廃棄物処理施設用地選定方針(令和3年8月)」と「最終候補地評価項目」との齟齬 「一般廃棄物処理施設用地選定方針」より抜粋 第1章 基本方針 2 用地選定方針の策定目的 具体的には、経済性、環境保全性、防災性等について総合的に有効な建設用地を選定するため、その基本方針である用地選定方針を定めるものである。 令和14年度より30年以上にわたり安全・安心・適正に処理施設が稼働しなければならないが、原発事故(防災性)に関する評価項目が一次評価、二次評価及び最終評価に全くなく、原発事故が発生した場合にはUPZ圏内にある処理施設は長期の不稼働あるいは全く稼働できなくなるという大きなリスクがあり、評価項目に加えるのは当然だと考える(他の自治体へ依存することには限界があり、依存しなくて済む処理施設を整備すべき)。 経済合理性を追求するあまり彦名町地内で発生する可能性がある災害(原発事故、洪水浸水、地震による液状化等)のリスクを軽視することは、用地選定方針に反するとともに、構成市町村の住民の快適な日常生活を守るという観点からも無責任であると考えます。 (追加質問1) 第4回委員会 U P Z を候補地選定の評価基準としないという結論に至った審議の形跡がないので、会議録	土砂災害区域や急傾斜地区域では、法律により施設整備等が規制されており、整備する場合は許可が必要となるが、原子力災害重点区域は、原子力災害時の緊急対応措置の区域を指定するものであり、施設整備に係る規制はない。 (資料3 P. 69 参照) 第2回選定委員会の審議経過の中で、UPZについては、候補地選定の評価基準としないこととされた。 (資料3 P. 69 参照) なお、全国のUPZ内にあり、直近5年間に整備された施設で、UPZを考慮して用地を選定した施設はない。 (資料3 P. 71、72 参照) なお、福島原発の近隣にある施設においては、住民が避難したため圏域外へ処理を依頼することはなかった。 (資料3 P. 85 参照) 加えて、鳥取東部及び中部並びに岡山県における施設の余剰処理能力を調査し、余剰能力があることを確認した。 (資料3 P. 86、87 参照) (補足説明1) 第5回委員会 第2回用地選定委員会において、事務局からUPZの取扱いに関する資料を説明し、これに対

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

を確認したい。	して委員から質疑等が無く UPZ の取扱いが決定されたことにより、会議録には質疑応答の記載がない。(別添の会議録のとおり。)
----------------	---

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理項目⑩ 最終候補地評価における相対評価の妥当性

自治連合会の意見	組合の見解
最終評価を点数（絶対評価）ではなく相対評価としたのはなぜか。 最終候補地が2地区なので比較対照で評価したということですが、上述の内容を勘案して点数化した場合、第7回選定委員会で審議された「対外的な説明が難しい」程度の差にしかならないと考えます。 【補足説明】 最終候補地評価における評価基準が公表されていない。 最終候補地は、「最終候補地評価」のみで判断するのではなく、一次評価点、二次評価点と最終候補地評価を点数化した最終候補地評価点のトータルで判断すべきだと考える。 最終評価の評価基準、評価方法の決定過程が不透明。 選定委員会の選定過程をチェックする機関がなく、ブラックボックスの中で選定が行われていると考える（選定過程の透明性が確保されていない）。 意見調整委員会には最終評価項目に防災性（原発事故、洪水浸水、液状化等）を加え、彦名町民に限らず構成市町村の誰もが納得する常識的な点数配分で評価ができるよう意見調整されることを望みます。 また、評価点が「僅差」になることが十分に予想されますので、要求書にも書いているように最終評価を行う前に「僅差」の基準と「僅差になった場合は何を持って最終判断するか」を明確に決めておくよう意見調整されることを望みます。 （追加質問1）第3回委員会 選定委員会の選定過程をチェックする機関がなく、ブラックボックスの中で選定が行わ	一次評価と二次評価を点数（絶対評価）とした理由は、構成市町村から報告される調査対象地の数が不明であったため、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定するために一次調査、二次調査の結果を点数化し、順位付けする必要があったため。 （資料3 P.89参照） 最終候補地評価を相対評価とした理由は、最終候補地評価の対象が2か所であり、優位性を判定するためには、各調査項目を比較すれば足りるためである。 また、第2回選定委員会において、評価項目の重み付けをしないこととされたことを踏まえ、最終候補地評価においても評価項目の重み付けはしないこととなり、相対評価となった。 （資料3 P.90参照） ※重みを付けた配点をしない理由 ・配点の根拠づけが困難である。 ・他自治体事例において、重みを付けた配点を採用する事例は少ない。 （資料3 P.91参照） （補足説明1）第4回委員会 用地選定委員会は、組合の職員を中心に構成された内部調査委員会などとは異なり、組合からの

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

れ、選定過程の透明性が確保されていないと考える。 組合議会における「ごみ処理施設等調査特別委員会」の役割は何か。 また、選定委員会に対して何らかの権限を行使できるのか。	独立性・中立性を確保された学識経験者などの第三者で構成する第三者委員会であり、その特徴を生かして、客観的な基準の下に透明性を確保し、合理的・客観的・専門的な視点から審議等が行われた。 用地選定委員会においては、組合情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行うときや、会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき以外の審議等を行うときは公開されている。 また、会議内容については、組合情報公開条例の規定に基づき、適切に情報公開している。 また、選定委員会の審議結果については、都度、議会に報告し、質問等に丁寧に回答している。したがって、選定委員会による選定過程における透明性は確保されていると考えている。 同委員会の役割 ①ごみ処理施設の広域化に関する審議及び調査 ②エコスラグセンター及び最終処分場に関する審議及び調査 議会は、用地選定委員会に対し、以下の権限がある。 調査権（100条） 執行機関の事務に関して議会が独自に調査を行う権限。調査に当たっては強制力が与えられ、議会は関係者の出頭や証言、記録の提出を求めることができる。 その他にも地方自治法により議会には地方公共団体の長などの執行機関に対し、検査権等の権限が与えられている。 ただし、用地選定委員会は、条例に基づき行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする目的で設置された自らの執行権を持たない附属機関であり、執行機関ではないことから、用地選定委員会に対しては、直接的にその権限は及ばない。
---	--

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

整理項目⑪ 最終候補地評価における防災面の評価

自治連合会の意見	組合の見解
新しい一般廃棄物中間処理施設は、構成市町村の住民にとって必要不可欠な重要施設であり、長い年月と巨額の税金を投入し建設される物で、住宅等民間施設とは一線を画すものであると考えます。それゆえ永続的に安定した稼働が求められるものだと思います。しかしながら最終選定項目から、原発、津波等の防災面の項目が無いことに違和感を覚えます。 確かに原発事故、津波による水没の確率は極めて低いかもしれませんが、決して「ゼロ」ではない。原発や津波のリスク項目より、希少な鳥や大山と一部重なるという景観の項目が重要であると言われ納得される人が、はたしてどれほどおられるか、はなはだ疑問です。 【補足説明】 処理施設の長期的な安全・安心・適正な稼働を担保するには、最終候補地評価において環境影響予測等の調査項目だけでなく、防災性（原発事故、浸水水害、液状化等）に関する評価項目を加えることが必要であると考えます。 防災性(水害)における優位性について 「一次評価及び二次評価における基本評価項目得点表④－⑥－ア」より 彦名町地内と尾高・日下地内の防災性（水害）の比較 彦名町地内 基本調査項目：防災性 評価区分：水害 評価項目：洪水浸水想定区域 調査結果・評価：浸水深想定区域 0.5m以上、最大浸水深 3.0m未満 尾高・日下地内 調査結果・評価：浸水深想定区域 0.5m未満 「令和3年8月25日第1回一般廃棄物処理施設用地選定委員会会議録」より「氾濫が起き	防災性（津波、洪水浸水）に関しては、一次評価において評価済みであり、用地選定委員会における選定の手法として評価項目の重み付けはしないとされたことから、一次評価及び二次評価の評価項目と最終候補地調査の調査項目とは重複しないよう設定する必要があるため、最終候補地評価に防災面の項目は設けないこととされた。 （資料3 P.96参照）

(別添) 自治連の意見及び組合の見解

ると場所によって高さがかなり異なるため、浸水の高いエリアは外していくものと考えている。」との事務局からの発言から、彦名町地内は防災性において原発事故だけでなく浸水水害においても尾高・日下地内に対し優位性は無いと考える。	
--	--